

株 主 各 位

名古屋市港区千鳥一丁目3番17号
大日本木材防腐株式会社

取締役社長 鈴木 龍一郎

第137期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、下記のとおり第137期定時株主総会を開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市港区千鳥一丁目3番17号
大日本木材防腐株式会社 本社

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第137期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第137期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.d-m-b.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策や日本銀行による金融緩和を背景に、企業収益や雇用情勢に改善などがみられ、景気は緩やかな回復基調にありましたが、中国をはじめとする新興国経済の減速に加え原油価格下落の影響により為替相場や株式市場が不安定に推移するなど、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの主な事業分野である木材業界におきましては、建築資材の需要に影響を与える新設住宅着工戸数が、雇用・所得環境の改善が続いているほか、住宅ローン減税拡充や省エネ住宅ポイントに加え、住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充等の諸施策が講じられていることなどにより、92万戸と前期に比べ4.6%増と増加基調にありましたが、当業界に特に関係が深い持家や戸建分譲住宅につきましては、消費税増税に伴う反動減から回復の兆しがみられるものの本格的な回復には至っておらず厳しい市場環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは受注拡大、客先ニーズに対応した製品の提供を実現すべく、営業力の一層の強化と拡販活動の展開を図ってまいりましたが、当連結会計年度の売上高につきましては243億7千2百万円と前連結会計年度に比べ1.1%の減収となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に会津工場の閉鎖に伴う費用を計上したこともあり2億3千4百万円と前連結会計年度に比べ18.0%の減益となりました。

各セグメントの状況は次のとおりであります。

木材事業では主に木造戸建住宅の構造材・羽柄材を扱っております。持家や戸建分譲住宅の戸建て市場が本格的な回復に至っておらず、2×4パネル製品やプレカット製品の売り上げが減少するなかで物流経費などの削減に努めてまいりました。

このような結果、売上高は190億4千4百万円（前年同期比1.6%減）となりましたが、セグメント利益は1億8千5百万円（前年同期比31.5%増）となりました。

物流事業では主に子会社の東洋陸運株式会社が住宅関連資材の運送事業および荷役事業を行っております。戸建住宅市場の低迷により主力の住宅、建材関連の取り扱いが減少しましたが、自車両の活用や効率的な運行により利益を確保することができました。

このような結果、売上高は44億9千7百万円（前年同期比0.8%減）となりましたが、セグメント利益は2億3百万円（前年同期比51.3%増）となりました。

不動産事業では賃貸用倉庫や賃貸用マンション等の賃貸業の他、太陽光発電売電事業を行っております。平成26年9月より太陽光発電売電事業を開始し、売上高は2億7千7百万円（前年同期比12.0%増）となり、セグメント利益は8千4百

万円（前年同期比5.9%増）となりました。

木材害虫防除関連事業では防除用薬剤の製造・販売や防除工事等を行っております。戸建住宅市場が低迷しているなか、消費税増税前の駆け込み需要の反動減の影響が収まり、売上高は5億5千2百万円（前年同期比9.3%増）となりましたが、自社開発製品の受注減によりセグメント利益は3千3百万円（前年同期比9.4%減）となりました。

以上の結果、売上高におきまして本年度は減収となり、利益面も遺憾ながら前期に比べて減益となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資の額は、設備の改修・車両の入れ替えなどを中心に1億3千4百万円で、これに要した資金は主に自己資金でまかなっております。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、金融緩和の継続や政府の経済対策の実行などを背景に景気の回復基調が続くと期待されますが、アジア新興国や資源国の経済減速、欧州市場の動向など、先行き不透明な状況が続くと予測されます。

このような状況のなか、新設住宅着工戸数は、政府の各種住宅取得支援策に加えマイナス金利政策に伴う住宅ローン金利の低下などもあり、今後も概ね堅調に推移するものと予想されますが、平成29年4月に予定されている消費税増税に伴う需要の変動によっては市況に与える影響は大きく、予断を許さない経営環境が続くものと予測されます。

このような環境のなか、当社グループは、長年培ってまいりました地域密着型営業をベースに、多様化する客先ニーズを吸収して積極的な営業活動を推進するとともに、生産、販売、物流体制を整備し、企業価値の向上と、変化に対応できる企業グループに進化を重ねてまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 事業別売上高

(単位：千円)

事業	前期 (26/4~27/3)		当期 (27/4~28/3)		前期比増減率 (%)
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	
木材事業	19,356,990	78.5	19,044,491	78.1	△1.6
物流事業	4,535,604	18.4	4,497,888	18.5	△0.8
不動産事業	247,929	1.0	277,626	1.1	12.0
木材害虫防除関連事業	505,454	2.1	552,434	2.3	9.3
合計	24,645,979	100.0	24,372,442	100.0	△1.1

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第134期 24/4～25/3	第135期 25/4～26/3	第136期 26/4～27/3	第137期 27/4～28/3
売 上 高	23,491,744千円	27,833,534千円	24,645,979千円	24,372,442千円
親会社株主に帰属 する当期純利益	266,413千円	324,980千円	286,466千円	234,998千円
1株当たり当期純利益	68.38 円	83.43 円	73.54 円	60.32 円
総 資 産	16,060,732千円	16,457,348千円	15,709,194千円	15,692,455千円
純 資 産	3,885,978千円	4,197,896千円	4,523,242千円	4,657,267千円

(注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第134期 24/4～25/3	第135期 25/4～26/3	第136期 26/4～27/3	第137期 27/4～28/3
売 上 高	19,434,667千円	23,181,294千円	20,168,428千円	19,933,591千円
当 期 純 利 益	270,316千円	293,318千円	156,375千円	68,282千円
1株当たり当期純利益	65.54 円	71.13 円	37.92 円	16.56 円
総 資 産	13,967,464千円	14,505,923千円	13,606,130千円	13,531,388千円
純 資 産	2,953,771千円	3,232,957千円	3,421,060千円	3,399,089千円

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業の内容
東洋陸運株式会社	60,000千円	100.0%	物流事業

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は次のとおりであります。

事業	主 な 事 業 内 容
木 材 事 業	木造住宅用防腐土台および鉄道用枕木の製造・販売、柱や梁等の構造材、2×4住宅用のランバーおよび合板の販売、木造軸組プレカット部材および2×4パネルの加工・販売、戸建住宅の建築施工の請負等を行っております。
物 流 事 業	運送事業および荷役事業を行っております。
不 動 産 事 業	倉庫・マンション等の賃貸および太陽光発電電売電事業を行っております。
木 材 害 虫 防 除 関 連 事 業	防除用薬剤の製造・販売や防除工事等を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

本 社	名古屋市港区
営 業 所	東京（東京都江東区）、大阪（大阪市住之江区） 岐阜（岐阜県岐阜市）、北陸（富山県高岡市） 会津（福島県会津若松市）
事 業 所	化成品（名古屋市港区）
工 場	名古屋（名古屋市港区）、ハウジング（名古屋市港区） 四国（香川県坂出市）
流 通 セ ン タ ー	西部（愛知県弥富市）、弥富（愛知県弥富市）
海外駐在員事務所	バンクーバー（カナダ）

（注）平成28年3月31日をもって会津工場を閉鎖いたしました。なお会津工場所在の会津営業所は移転のうえ営業を継続いたします。

② 子会社

東洋陸運株式会社	名古屋市港区
----------	--------

(9) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
444名	11名（減）

（注）使用人数は就業人員数です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
233名	6名（減）	41.7歳	11.2年

（注）使用人数は就業人員数です。

(10) 主要な借入先および借入額（子会社を含む）（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 十 六 銀 行	1,101百万円
株 式 会 社 愛 知 銀 行	922
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	692

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,560,000株
(2) 発行済株式の総数 4,124,173株（自己株式15,827株を除く）
(3) 株主数 290名
(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
材 惣 木 材 株 式 会 社	816千株	19.80%
大日コンクリート工業株式会社	778	18.88
有 限 会 社 鈴 木 興 産	476	11.54
王子ホールディングス株式会社	300	7.27
鈴 木 龍 一 郎	120	2.91
東 邦 瓦 斯 株 式 会 社	100	2.42
株 式 会 社 十 六 銀 行	92	2.23
鈴 木 け い	88	2.14
株 式 会 社 愛 知 銀 行	85	2.06
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	85	2.06

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 大日コンクリート工業株式会社は「会社法第308条」の規定により議決権を有しておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	鈴木 龍一郎	材惣木材株式会社 代表取締役社長 東洋陸運株式会社 取締役
代表取締役 専務取締役	上田 茂夫	営業本部長 材惣木材株式会社 専務取締役 東洋陸運株式会社 代表取締役社長
取締役	堤 時英	管理本部長兼総務グループ長
取締役	長谷川 久	営業本部副本部長兼住宅建材事業部長兼特販営業グループ長
取締役	江口 久典	営業本部副本部長兼流通事業部長
常勤監査役	森田 敏昭	
監査役	白石 好孝	東陽倉庫株式会社 代表取締役会長
監査役	鈴木 登	愛知時計電機株式会社 代表取締役会長

- (注) 1. 監査役白石好孝氏および監査役鈴木登氏は、社外監査役です。
 2. 当社は、社外監査役白石好孝氏を、独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。
 3. 岡本太右衛門氏は、平成27年6月26日開催の第136期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
 4. 当事業年度中に取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		
	変更前	変更後	異動年月日
堤 時英	管理本部長兼 経理グループ長兼 総務グループ長	管理本部長兼 総務グループ長	平成27年 7月 1日付
江口 久典	営業本部副本部長兼 流通事業部長兼 防腐営業グループ長	営業本部副本部長兼 流通事業部長	平成27年11月 1日付

(2) 責任限定契約の内容及び概要

当社は、各社外監査役との間で会社法第423条第1項に規定する賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となります。

(3) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	72,627千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	11,100 (4,500)
合 計	9	83,727

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度に係る役員退職慰労引当金として計上した9,852千円(取締役8,352千円、監査役1,500千円(うち社外監査役900千円))を含んでおります。
3. 上記には、当事業年度に退任した監査役1名を含んでおります。
4. 上記報酬等の額のほかに、当事業年度に退任した社外監査役1名に対し、退職慰労金1,800千円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役白石好孝氏は東陽倉庫株式会社の代表取締役会長を兼務しております。なお当社と同社との間には特別な取引関係はありません。

監査役鈴木登氏は愛知時計電機株式会社の代表取締役会長を兼務しております。なお当社と同社との間には特別な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

各社外監査役は、取締役会に出席し(出席率は、白石好孝氏は7割5分、鈴木登氏は平成27年6月26日就任後当事業年度末日までのうち10割)、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行いました。

また、各社外監査役は、監査役会に出席し(出席率は、白石好孝氏は8割3分、鈴木登氏は平成27年6月26日就任後当事業年度末日までのうち10割)、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について意見交換を行いました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

栄監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	19,560千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,560

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人が作成した当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員計画などの内容、前年度の監査実績の検証、会計監査人の監査遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もり算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令の定めに基づき、相当の理由が生じた場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任し、または、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 決議の内容の概要

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当取締役を指名し、当該役員を責任者とするコンプライアンス・リスク委員会を設置し、コンプライアンス全体を統括する。企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を定め、取締役・使用人等に教育・研修を行い、法令・定款の遵守の徹底を図る。取締役・使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行にかかる情報・文書の取扱は、文書管理規程に従い、定められた期間適切に保存・管理し、必要に応じて管理状況の検証、見直しを行う。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

事業上のリスク管理に関する、リスク管理規程を定める。コンプライアンス・リスク委員会がリスク管理全般を統括し、各部署はそれぞれの部門のリスク管理を行い、定期的にコンプライアンス・リスク委員会にリスク管理の状況を報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営に関する重要事項については、代表取締役および担当取締役で構成する会議で審議し、取締役会で決議する。

取締役の職務の執行については、職務分掌規程、職務権限規程などによりその責任、執行手続きについて定め、職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

取締役会は中期経営計画および年次計画を策定し、業務担当取締役はその目標達成のため各部門の具体的事業計画を策定し、実行する。

⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役を子会社の役員として就任させ、業務遂行状況を把握するとともに適宜取締役会にて報告を行う。

⑥ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業上のリスク管理に関する、リスク管理規程を定める。当社のコンプライアンス・リスク委員会が子会社のリスク管理全般を統括し、子会社は自社のリスク管理を行い、定期的にコンプライアンス・リスク委員会にリスク管理の状況を報告する。

⑦ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の職務分掌規程、職務権限規程などにより職務執行の責任、執行手続きを明確化し、職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

⑧ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を管理する部署を設置し、子会社の経営活動全般にわたる業務の執行状況をコンプライアンス上の観点から統括する体制を構築する。

グループ全社員に対して、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底させる。また、コンプライアンス上の問題を発見した場合の報告体制としての内部通報制度をグループ全社員が利用できるよう構築する。

⑨ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、その人事については取締役と監査役の間で協議の上決定するものとする。また、監査役はいつでもその使用人に監査役の職務を補助することを指示できるものとし、その使用人を指揮命令する。

⑩ 取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反その他コンプライアンス上重要な事項を発見したときは監査役に通報するものとする。また、監査役は取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人等に対していつでも必要に応じて報告を求めることができるものとする。当社はこれらの報告をした者に対し、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ全社員に周知徹底する。

監査役は、代表取締役、監査法人との間で定期的に意見交換会を開催する。

- ⑪ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針**
監査役がその職務の執行に要する費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑫ **反社会的勢力排除に向けた体制**
反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当・不法な要求は排除する。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携を取り対応する。

(2) 当事業年度における運用状況の概要

取締役会では取締役会規則に基づき、経営に関わる重要事項について意思決定を行うほか、業務執行の監督を行っております。

コンプライアンスリスク委員会では、内部監査室より内部監査の結果が報告され、問題点の把握に努めております。また、各部署よりリスク管理の状況が報告され、事業上のリスクへの対応等を検討しております。

企業行動規範では、役員・従業員が集まる場において代表取締役社長が当社の企業倫理綱領について説明し、法令・定款の遵守の徹底を図っております。

監査役は、取締役会に出席するほか、必要に応じて社内の重要会議に出席し、取締役の業務執行を監視するとともに、代表取締役社長、会計監査人および内部監査室ならびに子会社の取締役および監査役等と意思疎通を図り、実効的な監査を実施しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流動資産)	8,134,509	(流動負債)	8,595,664
現金及び預金	1,985,325	支払手形及び買掛金	3,560,475
受取手形及び売掛金	3,889,714	電子記録債務	1,874,626
商品及び製品	1,279,192	短期借入金	1,664,000
仕掛品	57,613	1年以内返済長期借入金	594,552
原材料及び貯蔵品	473,087	未払法人税等	148,867
未成工事支出金	92,626	賞与引当金	174,785
繰延税金資産	135,072	役員賞与引当金	6,000
その他	227,576	環境対策引当金	183,800
貸倒引当金	△ 5,700	その他	388,557
(固定資産)	7,557,946	(固定負債)	2,439,523
有形固定資産	5,376,621	長期借入金	1,560,437
建物及び構築物	2,505,426	リース債務	159,040
機械装置及び運搬具	361,491	繰延税金負債	262,922
工具、器具及び備品	28,080	役員退職慰労引当金	195,205
土地	2,253,030	退職給付に係る負債	180,994
リース資産	227,595	資産除去債務	12,150
建設仮勘定	997	その他	68,773
無形固定資産	101,432	負債の部合計	11,035,188
のれん	85,086	純資産の部	
その他	16,346	(株主資本)	4,491,182
投資その他の資産	2,079,891	資本金	207,000
投資有価証券	1,872,650	資本剰余金	4,544
その他	231,941	利益剰余金	4,379,860
貸倒引当金	△ 24,700	自己株式	△ 100,222
		(その他の包括利益累計額)	166,084
		その他有価証券評価差額金	172,737
		繰延ヘッジ損益	△ 6,653
		純資産の部合計	4,657,267
資産の部合計	15,692,455	負債・純資産の部合計	15,692,455

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		24,372,442
売 上 原 価		21,624,015
売 上 総 利 益		2,748,426
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,261,721
営 業 利 益		486,705
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	12,214	
為 替 差 益	607	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	75,787	
雑 収 入	24,672	113,282
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,016	
手 形 売 却 損	8,586	
雑 損 失	207	32,810
経 常 利 益		567,177
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15,886	
固 定 資 産 売 却 益	9,134	25,020
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	11,405	
減 損 損 失	17,858	
環 境 対 策 費	183,800	213,064
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		379,133
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	174,336	
法 人 税 等 調 整 額	△ 30,202	144,134
当 期 純 利 益		234,998
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		234,998

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本金 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 益	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	207,000	4,544	4,175,792	△100,222	4,287,115	237,557	△1,430	236,127	4,523,242
当期変動額									
剰余金の配当			△30,931		△30,931				△30,931
親会社株主に帰属 する当期純利益			234,998		234,998				234,998
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						△64,819	△5,222	△70,042	△70,042
当期変動額合計	—	—	204,067	—	204,067	△64,819	△5,222	△70,042	134,024
当期末残高	207,000	4,544	4,379,860	△100,222	4,491,182	172,737	△6,653	166,084	4,657,267

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 東洋陸運株式会社
- (2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 1社
会社名 大日コンクリート工業株式会社
- (2) 持分法を適用していない関連会社
会社名 システム泰斗有限会社
持分法非適用会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他の有価証券

時価のあるもの

連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a 商品・未成工事支出金

個別法による原価法（一部の商品は総平均法による原価法）

b 製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
賃貸物件及び平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法
上記以外の有形固定資産は定率法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用分）
社内における見込利用可能期間（5年）による定額法
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ⑤ 環境対策引当金
当社会津工場の閉鎖に伴い土壌等の調査を実施した結果、敷地内一部の土壌から法定の基準を超える汚染物質が検出されたため、汚染土壌の処理費用およびこれに伴う固定資産撤去費用を見積り額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当社及び連結子会社は、退職給付に係る債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約取引	外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

将来の為替変動リスクを回避するためにヘッジを行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性の評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計額とを比較し、両者の変動額等を基礎に判定しております。

なお、振当処理を行っている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

ヘッジ会計に係る契約締結業務は「社内管理規程」において経理グループが担当しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは投資の効果が及ぶ期間（5～7年）で均等償却しております。

(8) 消費税等の取扱い

消費税及び地方消費税は税抜方式によっております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由 (会計基準等の名称)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益ならびに当連結会計年度末の資本剰余金に与える影響額はあります。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	997,213千円
土地	19,724千円

上記に対応する負債等

支払手形	291,306千円
短期借入金	1,414,000千円
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	1,759,917千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,285,558千円

3. 偶発債務

受取手形割引高	669,642千円
---------	-----------

Ⅲ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計 年度期首株式数	増 加	減 少	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式	4,140,000	—	—	4,140,000
合 計	4,140,000	—	—	4,140,000
自己株式				
普通株式	244,260	—	—	244,260
合 計	244,260	—	—	244,260

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	30,931	7.5	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	30,931	7.5	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

Ⅳ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の与信管理規程に沿ってリスク軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形の一部には、木材の輸入取引に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに対して為替予約取引を利用してヘッジしております。なお、デリバティブ取引の執行・管理については社内管理規程に従って行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,985,325	1,985,325	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,889,714	3,889,714	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	528,233	528,233	—
資 産 計	6,403,272	6,403,272	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,560,475	3,560,475	—
(2) 電子記録債務	1,874,626	1,874,626	—
(3) 短期借入金	1,664,000	1,664,000	—
(4) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	2,154,989	2,169,522	14,533
負 債 計	9,254,090	9,268,624	14,533
デリバティブ取引（*）	△9,600	△9,600	—

（*）デリバティブ取引は正味の負債を純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

時価の算定方法は先物為替相場によっております。なお、為替予約取引の振当処理によるものは外貨建金銭債務と一体として処理されているため、その時価は当該支払手形に含めて記載しております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額1,344,416千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

V 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、愛知県その他の地域において、賃貸倉庫や賃貸マンション等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,234,029	1,698,680

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

VI 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,195円	48 銭
1株当たり当期純利益	60円	32 銭

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流動資産)		(流動負債)	
現金及び預金	7,215,209	支払手形	7,880,293
受取手形	1,692,511	電子記録債権	1,497,525
売掛金	851,887	買掛金	1,874,626
商品及び製品	2,471,770	短期借入金	1,709,869
仕掛品	1,278,348	1年以内返済長期借入金	1,664,000
未成工事支出金	57,613	リース債権	539,558
原材料及び貯蔵品	92,626	未払金	44,210
前払費用	472,081	未払法人税等	89,684
繰延税金資産	28,434	前受入金	106,471
その他の資産	101,483	未成工事受入金	1,837
貸倒引当金	174,152	預り金	11,150
(固定資産)	△5,700	前受収益	30,121
有形固定資産	6,316,179	賞与引当金	18,052
建物	5,145,431	環境対策引当金	99,785
構築物	2,315,078	その他の	183,800
機械及び装置	123,380	(固定負債)	2,252,005
車両運搬具	355,310	長期借入金	1,526,937
工具、器具及び備品	4,707	リース債権	83,443
土地	19,214	繰延税金負債	240,024
リース資産	2,206,729	退職給付引当金	151,179
建設仮勘定	120,014	役員退職慰労引当金	173,843
無形固定資産	997	資産除去債務	12,150
ソフトウェア	10,972	その他の	64,428
電話加入権	9,112	負債の部合計	10,132,299
投資その他の資産	1,860	純資産の部	
投資有価証券	1,159,774	(株主資本)	3,247,128
関係会社株	559,152	資本金	207,000
長期前払費用	434,000	資本剰余金	4,544
出資	14,841	資本準備金	4,299
その他の	4,944	その他資本剰余金	245
貸倒引当金	171,536	利益剰余金	3,041,768
	△24,700	利益準備金	58,250
		その他利益剰余金	2,983,518
		固定資産圧縮積立金	386,281
		配当準備積立金	135,000
		特別償却準備金	200,346
		別途積立金	1,932,500
		繰越利益剰余金	329,390
		自己株式	△6,184
		(評価・換算差額等)	151,960
		その他有価証券評価差額金	158,613
		繰延ヘッジ損益	△6,653
		純資産の部合計	3,399,089
資産の部合計	13,531,388	負債・純資産の部合計	13,531,388

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,933,591
売 上 原 価		17,854,888
売 上 総 利 益		2,078,703
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,759,198
営 業 利 益		319,505
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	26,278	
為 替 差 益	607	
雑 収 入	15,957	42,843
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,709	
手 形 売 却 損	8,586	31,295
経 常 利 益		331,053
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15,886	
固 定 資 産 売 却 益	1,250	17,136
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	11,393	
減 損 損 失	17,858	
環 境 対 策 費	183,800	213,051
税 引 前 当 期 純 利 益		135,137
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	104,156	
法 人 税 等 調 整 額	△ 37,302	66,854
当 期 純 利 益		68,282

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金					利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					固定資産圧縮積立金	配当準備立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	207,000	4,299	245	4,544	58,250	379,670	135,000	228,239	1,932,500	270,756	3,004,416
当期変動額											
剰余金の配当										△30,931	△30,931
固定資産圧縮積立金の取崩						△2,264				2,264	—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加						8,875				△8,875	—
特別償却準備金の取崩								△32,317		32,317	—
税率変更に伴う特別償却準備金の増加								4,424		△4,424	—
当期純利益										68,282	68,282
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	6,610	—	△27,892	—	58,633	37,351
当期末残高	207,000	4,299	245	4,544	58,250	386,281	135,000	200,346	1,932,500	329,390	3,041,768

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△6,184	3,209,777	212,713	△1,430	211,283	3,421,060
当期変動額						
剰余金の配当		△30,931				△30,931
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
税率変更に伴う特別償却準備金の増加		—				—
当期純利益		68,282				68,282
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△54,100	△5,222	△59,323	△59,323
当期変動額合計	—	37,351	△54,100	△5,222	△59,323	△21,971
当期末残高	△6,184	3,247,128	158,613	△6,653	151,960	3,399,089

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
商品・未成工事支出金は個別法による原価法（一部の商品は総平均法による原価法）

製品・仕掛品・原材料は総平均法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

賃貸物件及び平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法

上記以外の有形固定資産は定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 環境対策引当金

当社会津工場の閉鎖に伴い土壌等の調査を実施した結果、敷地内一部の土壌から法定の基準を超える汚染物質が検出されたため、汚染土壌の処理費用およびこれに伴う固定資産撤去費用を見積り額に基づき計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約取引	外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

将来の為替変動リスクを回避するためにヘッジを行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジの有効性の評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計額とを比較し、両者の変動額等を基礎に判定しております。なお、振当処理を行っている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

ヘッジ会計に係る契約締結業務は「社内管理規程」において経理グループが担当しております。

8. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税は税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	994,603千円
構築物	2,609千円
土地	19,724千円

上記に対応する負債等

支払手形	291,306千円
短期借入金	1,414,000千円
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	1,759,917千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	5,969,071千円
3. 偶発債務	
受取手形割引高	669,642千円
4. 関係会社に対する金銭債権債務	
受取手形及び売掛金	214,337千円
支払手形及び買掛金	17,516千円

III 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	622,208千円
仕入高	101,874千円
販売費及び一般管理費	111,882千円
計	835,965千円
営業取引以外の取引	17,481千円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
自己株式				
普通株式	15,827	—	—	15,827
合 計	15,827	—	—	15,827

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産	
賞与引当金	30,633千円
退職給付引当金	46,109千円
役員退職慰労引当金	53,022千円
貸倒引当金	9,272千円
投資有価証券評価損	20,718千円
ゴルフ会員権評価損	8,372千円
その他	79,309千円
繰延税金資産小計	247,437千円
評価性引当額	△55,291千円
繰延税金資産合計	192,145千円
② 繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△169,544千円
特別償却準備金	△88,198千円
その他有価証券評価差額金	△72,913千円
その他	△30千円
繰延税金負債合計	△330,687千円
繰延税金負債の純額	△138,541千円

VI 関連当事者との取引に関する注記 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	材惣木材㈱(注)3	名古屋市中区	82,800	木材卸売	被所有直接24.6 間接 0.0	商品の販売・仕入 不動産の賃貸 役員の兼任	木材の販売(注)4	595,006	受取手形 売掛金	155,051 56,378
							不動産の賃貸(注)4	2,800	—	—
							木材の仕入(注)4	95,849	買掛金	3,256
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社の子会社	ザインソウハウス㈱(注)5	名古屋市熱田区	25,000	住宅施工・設計	被所有直接 0.0	建設工事の発注・受注 役員の兼任	塗装工事の請負(注)4	14,644	売掛金	241
							設備の改修(注)4	3,600	未払金	3,888
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	南鈴木興産(注)3	名古屋市中区	99,648	保険代理店	被所有直接14.3	損害保険契約・建設工事の受注 役員の兼任	保険料の支払(注)4	32,871	買掛金 前払費用 長期前払費用	35 4,436 13,351
							塗装工事の請負(注)4	2,920	—	—

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件および取引条件の決定方針

- (1) 木材の販売・仕入および塗装工事の請負ならびに設備の改修は市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
 - (2) 不動産の賃貸は近隣の賃料を勘案し、決定しております。
 - (3) 保険料の支払は、一般的保険取引条件と同様に決定しております。
3. 当社役員鈴木龍一郎及びその近親者が議決権の過半数を直接所有しております。
4. 第三者のために行う取引であります。
5. 材惣木材㈱の子会社であります。

VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	824円	19 銭
1株当たり当期純利益	16円	56 銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

大日本木材防腐株式会社

取締役会 御中

栄監査法人

代表社員 公認会計士 澤田 博 ㊟
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 浩史 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大日本木材防腐株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日本木材防腐株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

大日本木材防腐株式会社
取締役会 御中

栄 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 澤 田 博 ⑧
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 浩 史 ⑧
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大日本木材防腐株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

大日本木材防腐株式会社 監査役会

常勤監査役 森田 敏 昭 ㊟

監査役 白石 好 孝 ㊟

監査役 鈴木 登 ㊟

- (注) 監査役白石好孝及び監査役鈴木登は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化を図り、今後の事業展開に備えるとともに、安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針とし、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金7円50銭 配当総額は30,931,298円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」といいます。)が施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第26条の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任) 第19条 (新設)</p> <p>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人 <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>10</u>名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> <p>(選任) 第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 <p>(任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第21条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第29条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第31条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p>(社外監査役の責任免除)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
	<p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
	<p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>第36条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第32条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>第38条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p>
	<p>第34条～第36条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、経営陣強化を図るため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	すずき りゅういちろう 鈴木 龍一郎 (昭和35年3月5日生)	平成3年6月 当社取締役 平成7年3月 当社代表取締役社長(現任) 平成7年3月 材摺木材株式会社(現 材惣木材株式会社) 代表取締役社長(現任)注1 平成22年10月 東洋陸運株式会社取締役(現任)注1	120,303株
2	うえだ しげお 上田 茂夫 (昭和22年8月13日生)	昭和46年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役名古屋事業部営業部長 平成9年6月 当社常務取締役事業本部営業本部長 平成13年7月 当社常務取締役営業本部長 平成15年6月 当社代表取締役専務営業本部長(現任) 平成15年6月 材摺木材株式会社(現 材惣木材株式会社) 取締役 平成16年6月 材摺木材株式会社(現 材惣木材株式会社) 専務取締役(現任)注2 平成22年10月 東洋陸運株式会社代表取締役会長 平成24年6月 東洋陸運株式会社代表取締役社長(現任) 注2	1,000株
3	つつみ ときひで 埴 時英 (昭和27年9月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役管理本部経理部長 平成13年7月 当社取締役経理部長 平成18年4月 当社取締役管理本部長兼経理部長 平成20年4月 当社取締役管理本部長兼経理グループ長 平成20年7月 当社取締役管理本部長兼経理グループ長兼 総務グループ長 平成27年7月 当社取締役管理本部長兼総務グループ長 (現任)	1,000株
4	はせがわ ひさし 長谷川 久 (昭和27年6月1日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役営業本部特販営業グループ長 平成19年7月 当社取締役営業本部特販営業グループ長兼 西日本営業グループ長 平成24年7月 当社取締役営業本部副本部長兼住宅建材事 業部長兼特販営業グループ長(現任)	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	えぐち ひさのり 江口 久典 (昭和34年10月8日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役営業本部第一営業グループ長兼東日本営業グループ長 平成21年10月 当社取締役営業本部第一営業グループ長兼防腐営業グループ長 平成24年7月 当社取締役営業本部副本部長兼流通事業部長兼防腐営業グループ長 平成27年11月 当社取締役営業本部副本部長兼流通事業部長(現任)	2,000株
6	たなはし けんいち 棚橋 健一 (昭和36年1月1日生)	平成6年11月 当社入社 平成16年4月 当社生産本部ハウジング工場長 平成24年3月 当社生産本部ハウジング工場長兼四国工場長 平成24年7月 当社生産本部ハウジング工場長兼四国工場長兼技術CADセンター所長 平成26年8月 当社生産本部ハウジング工場長兼四国工場長兼技術CADセンター所長兼生産・品質管理グループ長 平成27年7月 当社生産本部副本部長兼ハウジング工場長兼四国工場長兼技術CADセンター所長兼生産・品質管理グループ長(現任)	0株

- (注) 1. 取締役候補者鈴木龍一郎氏は材惣木材株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と当社との間には木材売買等の取引関係があります。
また、同氏は東洋陸運株式会社の取締役を兼務しており、当社と当社との間には当社商製品の運送業務の取引関係があります。
2. 取締役候補者上田茂夫氏は材惣木材株式会社の専務取締役を兼務しており、当社と当社との間には木材売買等の取引関係があります。
また、同氏は東洋陸運株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と当社との間には当社商製品の運送業務の取引関係があります。
3. その他の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	はぎの ひろし 萩野 裕士 (昭和29年11月13日生)	昭和55年4月 当社入社 平成13年4月 当社事業本部営業本部西部流通センター所長 平成19年4月 当社営業本部西部流通センター所長兼第二営業グループ長 平成23年4月 当社営業本部西部流通センター所長兼第二営業グループ長兼生産本部副本部長 平成24年7月 当社生産本部長兼名古屋工場長兼営業本部物流事業部長(現任)	1,000株
2	しらいし よしたか 白石 好孝 (昭和20年8月21日生)	平成6年6月 東陽倉庫株式会社 取締役 平成12年6月 東陽倉庫株式会社 代表取締役常務取締役 平成14年6月 東陽倉庫株式会社 代表取締役専務取締役 平成16年6月 東陽倉庫株式会社 代表取締役副社長 平成18年6月 東陽倉庫株式会社 代表取締役社長 平成24年6月 東陽倉庫株式会社 代表取締役会長(現任) 当社監査役(現任)	0株
3	すずき のぼる 鈴木 登 (昭和22年3月29日生)	平成11年6月 愛知時計電機株式会社 取締役 平成19年6月 愛知時計電機株式会社 代表取締役社長 平成25年6月 愛知時計電機株式会社 代表取締役会長(現任) 平成27年6月 当社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 白石好孝氏および鈴木登氏は社外取締役候補者であります。
3. 白石好孝氏および鈴木登氏は、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、社外取締役として経営の監督や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。
4. 白石好孝氏および鈴木登氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任の責任限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、平成28年6月10日現在、白石好孝氏および鈴木登氏を名古屋証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
あさの よしふみ 浅野 佳史 (昭和40年8月22日生)	平成6年8月 公認会計士登録 平成12年2月 浅野佳史公認会計士事務所所長(現任) 平成15年9月 当社顧問税理士(現任) 平成21年10月 仰星監査法人代表社員(現任)	0株

- (注) 1. 補欠の取締役候補者浅野佳史氏と当社との間で、税務に関する顧問契約を締結しております。
2. 浅野佳史氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 浅野佳史氏の長年の公認会計士としての豊富な経験および高度な専門知識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。
4. 浅野佳史氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任の責任限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、平成23年6月29日開催の第132期定時株主総会の決議で、「年額12,000万円以内」となり今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることとし、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案して、「年額12,000万円以内」とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名であり、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として発生するものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額1,800万円以内」とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として発生するものとしたします。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任されます森田敏昭氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとしたしく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

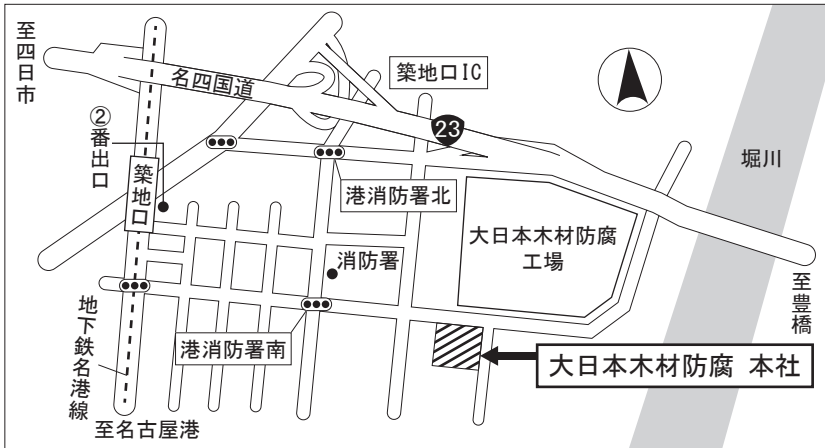
退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
森田 敏昭	平成24年6月 当社監査役(現任)

以上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市港区千鳥一丁目3番17号
大日本木材防腐株式会社 本社
TEL (052) 661-1502



■ 地下鉄名港線「築地口」駅②番出口より徒歩10分

(お願い)

駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。